

独立行政法人住宅金融支援機構
第三期中期目標期間業務実績等報告書
(見込)

令和2年7月

独立行政法人住宅金融支援機構

<目次>

I．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

証券化支援事業

住宅融資保険等事業

住宅資金融通等事業

II．業務運営の効率化に関する事項

業務運営の効率化に関する事項

III．財務内容の改善に関する事項

財務内容の改善に関する事項

IV．その他業務運営に関する重要事項

その他業務運営に関する重要事項

中期目標		年度評価				中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
		平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年度 （自己 評価）	令和 2年度	見込評価 （自己 評価）	期間実績 評価		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
	証券化支援事業	B○	B○ 重	B○ 重		B○重		I－1	
	住宅融資保険等事業	A	B	A		A		I－2	
	住宅資金融通等事業	B	A	A		A		I－3	

※ 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※ 重点化の対象とされた項目については、各評語の横に「重」を付している。

※ 住宅融資保険等事業に係る定量目標のうち、「住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数」については、難易度が「高」とされている。

中期目標		年度評価				中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
		平成 29年 度	平成 30年 度	令和 元年度 （自己 評価）	令和 2年度	見込評価 （自己 評価）	期間実績 評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
	業務運営の効率化に関する事項	B	B	B		B		Ⅱ	
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
	財務内容の改善に関する事項	B	B	B		B		Ⅲ	
Ⅳ．その他業務運営に関する重要事項									
	その他業務運営に関する重要事項	B	B	B		B		Ⅳ	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－1	証券化支援事業【重点化項目】		
業務に関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する 政策目標：3. 地球環境の保全 施策目標：9. 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 政策目標：12. 国際協力、連携等の推進 施策目標：43. 国際協力、連携等を推進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」（第三期中期目標においても主務大臣から機構に指示しているように、国民による良質な住宅の計画的な取得を支援する観点から、一般の金融機関により相対的に低利な長期・固定金利の住宅ローンが安定的に供給されるよう、証券化支援事業により支援することは重要であるため。）	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（令和元年度）国交省1－①、② 令和元年度行政事業レビューシート番号003

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等			達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
定 量 目 標	フラット35における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに25%以上		21%以上	22%以上	24%以上	
		（実績値）	—	21.9% （平成28年度）	26.3%	27.6%	26.5%	
		（達成度）	—	—	125.2%	125.5%	110.4%	
	フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに22%以上（可能な限り24%）		18%以上	19%以上	20.5%以上	
		（実績値）	—	19.6% （平成28年度）	20.5%	23.5%	23.4%	
		（達成度）	—	—	113.9%	123.7%	114.1%	
	フラット35子育て支援型・地域活性化型の前提となる地方公共団体等との協定締結件数（※平成30年度年度計画のみ）	（計画値）	平成30年度末において累計500件以上	—	50件以上	累計 500件以上	—	
		（実績値）	—	—	394件	608件	—	

		(達成度)	—	—	788.0%	121.6%	—	
	フラット３５子育て支援型申請戸数	(計画値)	中期目標期間中に7,500戸以上	—	1,500戸以上	2,000戸以上	2,000戸以上	
		(実績値)	—	—	376戸	855戸	1,053戸	
		(達成度)	—	—	25.1%	42.8%	52.7%	
	標準処理期間（３日）内の処理率	(計画値)	各年度８割以上	—	80.0%以上	80.0%以上	80.0%以上	
		(実績値)	—	91.6% (平成28年度)	95.3%	94.4%	94.0%	
		(達成度)	—	—	119.1%	118.0%	117.5%	
	フラット３５（買取型）の取扱金融機関数に対するフラット３５（保証型）の取扱金融機関の割合	(計画値)	中期目標期間の最終年度までに５機関以上増加し、フラット３５（買取型）の取扱金融機関数に対する割合を2.0%以上	—	２機関以上	１機関以上	１機関以上	
		(実績値)	—	２機関 0.6% (平成28年度)	２機関 1.2%	１機関 1.5%	２機関 2.1%	
		(達成度)	—	—	100%	100%	200%	
指標	フラット３５（買取型）の申請件数		—	139,541件 (平成28年度)	111,936件	101,394件	103,861件	
	フラット３５（リフォーム一体型）の申請件数		—	378件 (平成28年度)	497件	626件	806件	
	フラット３５リノベの申請件数		—	51件 (平成28年度)	85件	119件	112件	
	ＭＢＳの毎月の発行額		—	1,490億円 ～ 2,529億円 (平成28年度)	1,197億円 ～ 2,408億円	1,129億円 ～ 2,342億円	1,224億円 ～ 2,277億円	
	ＭＢＳ発行時のベンチマーク（10 年国債の流通利回り）とのスプレッド		—	0.38% ～ 0.46% (平成28年度)	0.36% ～ 0.39%	0.35% ～ 0.36%	0.34% ～ 0.35%	
	フラット３５（保証型）の申請件数		—	5,428件 (平成28年度)	9,048件	13,271件	18,096件	

② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度
予算額（百万円）	4,735,455	3,824,959	4,159,221	
決算額（百万円）	4,292,929	3,637,113	3,624,186	
経常費用（百万円）	187,884	184,571	213,173	
経常利益（百万円）	74,500	81,480	59,193	
行政コスト（百万円）	—	—	214,122	
行政サービス実施コスト（百万円）	△ 4,993	△ 15,177	—	
従事人員数	472	474	467	

注）証券化支援勘定の計数を記載。予算額、決算額は支出額を記載

			ド <評価の視点> 長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに、良質な住宅ストックの形成に資するよう、証券化支援事業を通じ民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する取組を行っているか。	○ ファイナンシャルプランナー、生命保険会社等と連携し、主に次のとおり周知活動を行った。 ア ファイナンシャルプランナー向けメールマガジンによる情報発信 イ 生命保険会社等のライフプランセミナー講師に対するフラット35の制度説明 ウ ファイナンシャルプランナー及び日本FP協会への個別訪問による制度説明 エ F Pフェアへのブース出展及びF Pセミナーの開催による、ファイナンシャルプランナーに対する制度周知 (住宅関連事業者等に対する取組) ○ 住宅事業者向けのセミナー資料等の周知ツールを活用し、住宅事業者への訪問、住宅事業者向けのセミナー及び説明会の開催等により、フラット35の商品概要や手続等を周知した。 ○ 業界団体等が主催するセミナー等において、フラット35の制度改正内容等をタイムリーに周知するとともに、セミナー等の内容に応じて、住宅ローンの基礎知識、フラット35の商品概要及び技術基準、長期優良住宅のメリット、既存住宅におけるフラット35物件検査手続の省略等に関する説明を行った。 (適合証明検査機関への取組) ○ 適合証明検査機関における物件検査が円滑かつ的確に実施されるよう、全国で研修会及び担当者会議を開催するとともに、業務検査で指摘した不備事項等、検査ミスが起きやすい事例及びよくある照会事例をとりまとめ、適合証明検査機関に情報提供した。 (金融機関に対する取組) ○ フラット35の制度改正に当たっては、取扱金融機関との連絡会等の場で事前に説明し、取扱金融機関の理解促進に努めた。 ○ 制度改正に係る取扱金融機関の理解促進のため、取扱金融機関向けの説明会を全国で開催するとともに、制度改正に係る業務マニュアルの改正に当たっては、制度改正の1か月前に改正内容を反映した業務マニュアルの提供を行っ	準値を上回る水準で推移している。 ○ 地方公共団体に対し、フラット35子育て支援型等に係る協定締結に対する満足度等のアンケート調査を実施(令和元年12月)した結果、機構が助成制度のPRに努めたこと等により、76.7%(アンケート回答391団体のうち300団体)の地方公共団体から「協定を締結して良かった」との回答を得た。また、地方公共団体における各事業の予算執行率をヒアリングしたところ、執行率が75%以上となった事業は、平成30年度に294事業であったものが、令和元年度には389事業に増加した。機構の協力態勢や金利引下げとの併用による制度の充実など、機構の取組が地方公共団体の子育て支援等の施策推進の一助となっている。 ○ MBSに関して、各年度2兆円程度の大型発行が続く中、着実なIRの取組等により投資家需要を喚起することで適正なスプレッドを維持。加えて、「省エネルギー性に優れた新築住宅」を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金使途とするグリーンボンドを平成30年度からSBにおいて継続	
--	--	--	---	--	---	--

				た。あわせて、制度改正事項を反映したパンフレット等のお客さま向け周知資料を提供した。 ○ 取扱金融機関のニーズを踏まえ、新機構団体信用生命保険制度の周知ツールとして動画（２種類）を作成し、フラット３５サイトに掲載するとともに、希望する取扱金融機関に対し、当該動画を保存したＤＶＤを配布した。	的に発行（住宅ローンを資金使途とするグリーンボンドの発行は国内初）。年限についても２０年債に加えて１０年債も発行することなどにより、ＥＳＧ投資ニーズのある新たな投資家層の獲得に繋がった。その結果、省エネ住宅普及に係る機構の取組を広く周知することができ、幅広い投資家の参加が得られた。 ○ 国土交通省住宅局の住宅建築技術国際展開支援事業（補助事業）を活用し、タイ王国、インドネシア共和国、フィリピン共和国の政府系証券化機関の職員に対して住宅金融に関する研修を実施。各機関との連携を強化するとともに、人材育成を図った。 ○ その他、地方公共団体や住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等、各取組を着実に実施した。		
	② 住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮しながら、長期優良住宅をはじめとする優良な住宅の取得促進を支援すること。 （定量目標） ・ 中期目標期間の最終年度までに、フラット３５における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を２５％以上とする。（平成２８年度見込実績：１９．９％） ・ 中期目標期間の最終年度までに、フラット３５の申請件数に占める既存住宅の割合を２２％以上（可能な限り２４％）とする。（平成２８年度見込実績：１７．２％）	② 優良な住宅の取得促進を支援し、住宅の質の誘導を図るため、中期目標期間の最終年度までに、フラット３５における申請件数（新築住宅に限る。）のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合を２５％以上とする。（定量目標）		○ フラット３５申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅の割合は、２６．５％（令和元年度）となり、中期計画に定める目標を達成する見込みである。 （周知活動） ○ 長期優良住宅を取得することのメリットを周知するための広告を作成し、webや新聞へ掲載した。 ○ フラット３５Ｓが利用できること、税制上の優遇措置が受けられること等、長期優良住宅のメリットをＰＲする周知ツール（パンフレット及びチラシ）を活用し、国、地方公共団体、業界団体等と連携した勉強会やセミナー等の場を通じて、住宅事業者等に周知した。 ○ 業界団体等が主催する住宅事業者向けセミナーに講師を派遣すること等により、長期優良住宅の認定基準、認定取得によるメリット等を説明した。 ＜セミナー等での説明回数＞ 平成２９年度：３８回 平成３０年度：３２回 令和元年度：３１回 （制度改正） ○ 長期優良住宅の普及に向け、次のとおり制度改正を行った。 ア 長期優良住宅に係る住宅ローンの債務承継を可能とする金利引継特約付きフラット３５を導入（平成２９年４月） イ リ・バース６０に関し、担保物件が長期優良住宅の場合で、お客さまの年齢が満６０歳以上のときの担保掛目を引上げ（５０％又は６０％→５５％又は６５％）（平成３０年４月） ウ 新築時に長期優良住宅の認定を受けている	○ 国土交通省住宅局の住宅建築技術国際展開支援事業（補助事業）を活用し、タイ王国、インドネシア共和国、フィリピン共和国の政府系証券化機関の職員に対して住宅金融に関する研修を実施。各機関との連携を強化するとともに、人材育成を図った。 ○ その他、地方公共団体や住宅関連事業者等からの要望を踏まえた制度見直しを実施する等、各取組を着実に実施した。 ＜課題と対応＞ ○ フラット３５子育て支援型については、政府の重要な施策の一つとして掲げている地方創生に関する取組等の支援として、フラット３５子育て支援型と地方公共団体の助成事業をセットで周知し、地域の施		

				住宅又は新築時にフラット35を利用した住宅のうち築年数10年以内の住宅について物件検査手続を省略（平成30年10月） エ 物件検査手続の省略対象を新築時に長期優良住宅の認定を受けた住宅については築20年以内のものまで拡大（令和元年10月） オ 長期優良住宅の取得に利用できるフラット35の融資率上限を6割から9割に引き上げるとともに、融資限度額も6,000万円から8,000万円に引上げ（令和元年10月）	策推進を支援しているところ。 ○ 利用促進の観点から、利用要件である地方公共団体の財政支援額基準を全国一律から地域性を踏まえた水準とするなど、これまでも地方公共団体からの要望も踏まえた制度改正を実施してきているものの、次の要因等により、申請件数が伸び悩んでいるところ。 ア 予算上の制約により、フラット35子育て支援型の利用要件が各地方公共団体の助成事業の利用要件と一致していないケース（（例）同居近居以外の若年子育て世帯は、原則既存住宅の取得のみが対象）が多く、助成事業が利用できてもフラット35子育て支援型が利用できない場合があること。 イ 各地方公共団体によって助成事業の利用要件が異なり、個別性が高いため、一律の周知が難しく、事業ごとに細かな利用要件を付して周知せざるを得ず、お客さまや住宅事業者へ浸透しにくいこと。 ウ 住宅ローンは、お客さまが自身のライフプランや金利の情勢	
	③ 既存住宅取得に際しても長期固定金利の住宅ローンの利用が円滑に行われるようにすることにより、既存住宅の流通を活性化させるため、中期目標期間の最終年度までに、フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を22%以上（可能な限り24%）とする。（定量目標）		○ フラット35申請件数のうち既存住宅の割合は、23.4%（令和元年度）となり、中期計画に定める目標を達成する見込みである。 （周知活動） ○ 既存住宅にフォーカスした周知ツール（セミナー用資料及びチラシ）を活用し、業界団体、地方公共団体等と連携した勉強会やセミナー等を通じて住宅事業者等に周知した。また、制度改正が行われた場合は、制度改正事項を盛り込んだ周知資料（パンフレット及びチラシ）を作成し、住宅事業者等に配布するとともに、ホームページに掲載した。 ○ 仲介事業者及びお客さま向けに、「フラット35中古住宅物件手続ガイド」を作成し、配布するとともに、ホームページに掲載した（平成29年度）。 ○ フラット35（リフォーム一体型）及びフラット35リノベについて分かりやすく解説した動画を作成し、フラット35サイトに掲載した（令和元年度）。 ○ 業界団体等が主催する住宅事業者向けセミナー等において既存住宅に関する説明を行った。 ＜セミナー等での説明回数＞ 平成29年度：9回 平成30年度：21回 令和元年度：18回 （制度改正） ○ 既存住宅の流通促進に向け、次のとおり制度改正を行った。 ア 古民家が既存住宅として流通する際にフラ			

			ット３５を合理的に利用できるよう、古民家の特性に合わせた技術基準を新設（平成 29 年 11 月） イ 新築時に長期優良住宅の認定を受けている住宅及び新築時にフラット３５を利用した住宅のうち築年数 10 年以内のものについて物件検査手続を省略（平成 30 年 10 月）【再掲】 ウ 既存住宅として取得する際に物件検査手続を省略できる対象を次の物件まで拡大（令和元年 10 月） ・ 新築時に長期優良住宅の認定を受けた住宅で築 20 年以内のもの ・ 新築時にフラット３５を利用した安心 R 住宅 等	等に応じて自由に選択するものであり、助成事業の利用が必ずしもフラット３５子育て支援型の利用に繋がっていないこと。 ○ 令和 2 年度においても、全国規模の広報、広告展開や子育て・地方移住者向けイベントや住宅関連業界団体の会議等の場を通じ、フラット３５子育て支援型のメリットをより丁寧に分かりやすく周知するとともに、独法第四期に向けては、制度・手続の簡素化を検討し、更なる制度利活用推進に努めていく。		
③ フラット３５の制度・運用の見直し等を行うことにより、新たな住宅循環システムの構築や建替え・リフォームによる安全で質の高い住宅への更新等に対応した住宅ローンの供給を支援すること。 （指標） ・ フラット３５（リフォーム一体型）の申請件数 ・ フラット３５リノベの申請件数	④ 新たな住宅循環システムの構築等に対応した住宅ローンの供給を支援する観点から創設したフラット３５（リフォーム一体型）及びフラット３５リノベについて、その利用の促進を図るとともに、民間金融機関等のニーズや要請を踏まえたフラット３５の制度・運用の見直しを行う。（指標：フラット３５（リフォーム一体型）の申請件数・フラット３５リノベの申請件数）	○ フラット３５（リフォーム一体型）及びフラット３５リノベについて、その利用の促進を図るため、主に次の取組を行った結果、フラット３５（リフォーム一体型）及びフラット３５リノベの申請件数は、次のとおりとなった。 平成 29 年度：532 件 平成 30 年度：656 件（対前年度比：123.3%） 令和元年度：835 件（対前年度比：127.3%） ＜フラット35（リフォーム一体型）※＞（指標） 平成29年度：497件 平成30年度：626件 令和元年度：806件 ※ フラット３５リノベとの併用222件を含む。 ＜フラット35リノベ＞（指標） 平成29年度：85件 平成30年度：119件 令和元年度：112件 （周知活動） ○ 業界団体等が主催する住宅事業者向けセミナー等において、既存住宅に関する説明を行った。 【再掲】 ＜セミナー等での説明回数＞ 平成 29 年度：9 回 平成 30 年度：21 回 令和元年度：23 回 ○ フラット３５リノベを訴求するための広告を				

				作成し、w e b や雑誌、新聞へ掲載した。 (制度改正) ○ 既存住宅の流通促進及びストックの質向上を一層推進するため、次のとおり制度改正を行った。 ア フラット 3 5 リノベがより利用しやすくなるよう、一次エネルギー消費量の計算を必要としない仕様基準(開口部改修及び設備更新)を追加(平成 30 年 4 月) イ フラット 3 5 (リフォーム一体型)について、既存住宅売買瑕疵保険の付保が可能な戸建て住宅等は、物件検査手続のうち事前確認を省略(平成 31 年 4 月) ウ フラット 3 5 リノベ金利 B プランの住宅要件の緩和とともにリフォーム規模要件の導入を決定(令和 3 年 1 月実施予定) (その他制度改正等) ○ 住宅政策上の必要性及びお客さま、住宅関連事業者、取扱金融機関等からの要望を踏まえ、主に次の制度・運用の見直しを実施した。 ア フラット 3 5 の借入対象費用に仲介手数料、火災保険料、登記に関する司法書士報酬・土地家屋調査士報酬等を追加(平成 30 年 4 月) イ フラット 3 5 の借入対象費用に建築確認などに関連する各種申請費用、マンション修繕積立基金(引渡時一括分)、マンション管理準備金(引渡時一括分)等を追加(平成 31 年 4 月) ウ 建築費等の高騰を受けて 1 億円超の住宅が増加していること等を踏まえ、借入対象住宅の、住宅の建築費又は購入価額が 1 億円以下の要件を撤廃(令和元年 10 月) エ フラット 3 5 (買取型)の融資率 9 割超の金利を引下げ(令和元年 10 月) オ 長期優良住宅の取得に利用できるフラット 5 0 の融資率上限を 6 割から 9 割に引き上げるとともに、融資限度額を 6,000 万円から 8,000 万円に引上げ(令和元年 10 月)【再掲】 カ 借換融資における返済期間の取扱いを見直		
--	--	--	--	---	--	--

				し、「35 年一住宅取得時に借り入れた住宅ローンの経過期間（1 年未満切上げ）」が 15 年（借入申込人が満 60 歳以上の場合は 10 年）未満となる場合においても、借換融資の借入申込みを可能とした（令和 2 年 4 月）。 キ リ・バース 6 0 の債務者又は機構融資（高齢者向け返済特例）を利用している債務者が死亡した場合に、当該債務者の相続人が相続した債務について、リ・バース 6 0 又はフラット 3 5 に借入申込みすることを可能とした（令和 2 年 4 月）。			
④ 地方公共団体等と相互に連携を深めることにより、子育て支援等の取組を支援すること。 （定量目標） ・ 中期目標期間中のフラット 3 5 子育て支援型の申請戸数を 7,500 戸以上とする。	⑤ 地方公共団体等が行う子育て支援や地域活性化のための居住支援等の取組を支援するため、情報交換、会議の開催等を通じ各機関と相互に連携を深める。 これにより、中期目標期間中のフラット 3 5 子育て支援型の申請戸数を 7,500 戸以上とする。 （定量目標）		○ 令和元年度末時点での地方公共団体との連携協定締結数（累計）は 720 件（子育て支援型 315 件、地域活性化型 405 件）、令和元年度末時点のフラット 3 5 子育て支援型の累計申請戸数は 2,284 戸（年度ごとの申請件数は次のとおり。）となり、中期計画の目標値に及ばないものの、年度を追うごとに増加傾向にある。 ＜フラット 3 5 子育て支援型の申請戸数＞ 平成 29 年度：376 戸 平成 30 年度：855 戸（対前年度比：227.4%） 令和元年度：1,053 戸（対前年度比：123.2%） （地方公共団体からの評価） ○ フラット 3 5 子育て支援型等の協定締結先地方公共団体を対象に、協定締結に対する満足度等の調査を実施し（令和元年 12 月）、391 団体から得た結果では、76.7%（アンケート回答 391 団体のうち 300 団体）の地方公共団体から「協定を締結して良かった」との回答であった。 ○ フラット 3 5 子育て支援型等の協定締結先地方公共団体に令和元年度の助成事業に係る予算執行率についてヒアリングしたところ、執行率が 75%以上となった事業は 389 事業にのぼり、平成 30 年度ヒアリング時の 294 事業から増加となった。また、地方公共団体からは、機構の協働した取組を評価する意見をいただいた。 （地方公共団体と連携した周知活動） ○ 地方公共団体と協働して、住宅事業者や業界団体に対し、地方公共団体の助成事業及びフラット 3 5 子育て支援型等に関する制度をまとめ				

				たハンドブック、地方公共団体とのタイアップチラシ等を作成し、配布すること等により、地方公共団体の助成事業及びフラット３５子育て支援型等の制度を周知した。 ○ 住宅専門紙、子育て情報誌、ファイナンシャルプランナーによる子育て支援をテーマとした生活情報サイトへの広告掲載や、子育て層向けイベントへのブース出展等を通じて、地方公共団体の助成事業及びフラット３５子育て支援型等の制度を周知した。 ○ 地方公共団体の施策推進に向けて、地域金融機関に対して協調した取組を働きかけ、地方公共団体、地域金融機関及び機構の３者連携による取組（お客さま向け説明会、住宅事業者向けセミナー等）を行った。 ○ 全国一斉相談会において、会場によっては機構と連携協定を締結済みである地方公共団体も参加し、地方公共団体の助成制度とフラット３５子育て支援型等に関する相談等に一体となって対応した。 （フラット３５子育て支援型の周知活動） ○ 次の取組等によりフラット３５子育て支援型等を周知した。 ア バナー広告、リスティング広告等からフラット３５サイトのフラット３５子育て支援型のページへ誘導するための専用ランディングページを新設（平成 30 年 6 月） イ 住宅専門紙、子育て情報誌やファイナンシャルプランナーによる子育て支援をテーマとした生活情報サイトへ広告を掲載 ウ フラット３５子育て支援型等について分かりやすく解説した動画を作成し、ホームページに掲載（平成 30 年 10 月） エ 機構ホームページ内に「地域別支援情報サイト」を開設し、フラット３５子育て支援型等に関する情報の閲覧性を向上させるとともに、セミナー・イベント情報及び地域の関連情報を掲載できるようにした（平成 31 年 3 月）。 （制度改正）			
--	--	--	--	---	--	--	--

			○ フラット35地域活性化型について、地方公共団体やお客さまのニーズをとらえ、主に次の制度改正を行った。 ア 「空き家対策」を追加（平成30年4月） イ 「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」等を策定している地方公共団体と連携して、住宅の防災・減災対策に取り組むため、「防災対策」を追加（令和元年10月） ウ 「第一期まち・ひと・しごと創生総合戦略」「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に掲げられている「若者を中心としたU I Jターン対策の抜本的強化」を支援するため、「地方創生移住支援事業」による「移住支援金」を支給された移住者を対象として、金利引下げ幅を拡大（当初10年▲0.3%）した「地方移住支援」を追加（令和元年10月）			
⑤ 信用リスクを的確に管理した上で、国民に対して提供するサービスの質を向上させるため審査の迅速化、高度化等に努めること。	⑥ 電子申請による事前審査の実施等、証券化支援業務の手續の電子化等を推進することにより、住宅ローン利用者、住宅関連事業者等の利便性の向上を図る。		（手續の電子化に関する取組） ○ 借入申込み及び金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約の手續に関し、電子化の要望のあった取扱金融機関（6機関）について対応し、導入準備を完了した。 （事前審査システム新規導入等に対する取組） ○ 事前審査システムの導入を検討している取扱金融機関に対し、照会対応、事前審査システムの概要説明を行う等、丁寧な対応を行った。 ○ 事前審査を導入済である取扱金融機関の要請に基づき、システムの利用促進のため、事前審査システムの概要や伝送機能の説明を実施した。 ○ お客さまが一つの申込書で複数の取扱金融機関にフラット35の事前審査を申し込むことができるシステムに取扱金融機関が新たに参加する際に必要な手續等について適切な支援を行った。			
	⑦ 信用リスクを的確に管理するとともに、民間金融機関から住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認		（審査日数） ○ 申請から仮承認までの目標処理期間については次のとおり、いずれの年度も年度計画に定めた目標を上回り、9割超の水準を維持している。 平成29年度：95.3% 平成30年度：94.4% 令和元年度：94.0%			

		の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。(定量目標)		(取組内容) ○ 仮承認案件の信用コスト及び審査スピードについて、毎月モニタリングを行い、信用リスクを的確に管理した。 ○ 不適正利用が疑われる案件に対する買取審査の強化を図っており、審査に時間を要している中においても、進捗管理の徹底、審査案件事例の共有化、借入申込書の記入方法等に係る金融機関への研修の実施、RPAシステムの導入による審査事務処理の見直しなど業務の効率化等に取り組んだ。			
⑥ 住宅金融証券化市場の整備・育成のため、安定的な資産担保証券(以下「MBS」という。)の発行やMBSのベンチマーク性の向上に向けた取組を継続して行うこと。 (指標) ・ MBSの毎月の発行額 ・ MBS発行時のベンチマーク(10年国債の流通利回り)とのスプレッド	⑧ 毎月着実に所要額を調達できるよう資産担保証券(以下「MBS」という。)を発行するとともに、住宅金融証券化市場の整備・育成を図る観点から、MBSのベンチマーク性を高めるため、市場環境等に応じ、発行額を平準化するように努める。		(MBS) ○ 日銀によるマイナス金利政策の継続に伴う低金利環境を背景に、フラット35の事業量は高水準で推移し、大型発行が続く中、IRの取組等により投資家需要を喚起することで適正なスプレッドでの起債を実現し、各年度2兆円程度の発行を安定的に行った。年度別発行金額は次のとおり。 平成29年度：2兆43億円 平成30年度：1兆8,089億円 令和元年度：1兆8,376億円 ○ 各年度、中央・地方を問わず新規・休眠投資家の掘起しに努めた結果、最大の月で150社(1起債当たり)を超える投資家にMBSを購入いただいた。 ○ 平成30年度から、旧住宅金融公庫時代の直接融資事業に係るリファイナンスを目的としたT種MBSを新たに発行し、調達の多様化を図った。T種MBSの発行に当たっては、IR活動の強化、証券会社や情報ベンダーを通じた情報提供等を早期に実施した結果、幅広い投資家層からの参加が得られ、令和元年度までで計6回の発行を行い、累計3,500億円の資金を調達した。 (SB) ○ 市場環境や主要な経済イベント等を考慮した起債スケジュールの設定を行うとともに、需要状況に応じた増額方式を採用するなど柔軟な起債運営を実施することにより、一般担保証券(以				

			下「S B」という。)について、各年度、次のとおり大規模発行を安定的に行った。 平成 29 年度：5,050 億円 平成 30 年度：5,600 億円 令和元年度：6,100 億円 ○ 多様な年限（5 年、10 年、15 年、20 年及び 30 年）での発行を行った。年限ごとで異なる投資家層を把握し、各年限においてターゲットイングを明確にした I R を実施し、需要喚起、捕捉を着実に図った。 (財投機関債市場における M B S ・ S B のシェア) ○ 各年度の財投機関債市場における機構 M B S ・ S B のシェアは次のとおりであり、財投機関債としては最大の発行体となっている。 平成 29 年度：61.5% 平成 30 年度：63.2%（対前年度比+1.7%） 令和元年度：67.2%（対前年度比+4.0%）			
		⑨ M B S の安定的な発行には証券会社の協力や投資家への周知が欠かせないことを踏まえ、積極的に証券会社と情報共有や意見交換を行いつつ、投資家の維持拡大を目的とする効果的な I R の企画・運営実施（I R 活動）を継続して行う。（指標：M B S の毎月の発行額・M B S 発行時のベンチマーク（10 年国債の流通利回り）とのスプレッド）	(グリーンボンドの発行) ○ 「省エネルギー性に優れた新築住宅」を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金使途とするグリーンボンド（通称：住宅金融機構グリーンボンド）を平成 31 年 1 月に S B（20 年債）で発行（住宅ローンを資金使途とするグリーンボンドの発行は国内初）した。 ○ 発行等を通じて省エネ住宅普及に係る機構の取組を広く周知することができ、政策実施機関として良質な住宅の更なる普及促進につながった。 ○ これらの取組の結果、環境省主催の「ジャパン・グリーンボンド・アワード」において、平成 31 年 1 月に発行したグリーンボンドが、「ジャパン・グリーンイノベーション部門」の環境大臣賞を受賞した（平成 31 年 3 月）。 ○ 平成 30 年度に環境省と調整を行ったことにより、令和元年度以降も同一スキームでグリーンボンドを継続的に発行することが可能となり、令和元年度末累計で 800 億円を発行した。 ○ 投資表明を行った投資家の件数は累計 39 件となり、大幅に増加。グリーンボンドを継続的に発行することで、従来から機構 S B に投資していた投資家に加え、E S G 投資ニーズのある			

			新規投資家を多数取り込んだ。 (I R活動) ○ 投資家の認知度及び商品性への理解度向上等の観点から、次のとおり戦略的なI Rを行った。 ア MBSとSBそれぞれの特性を踏まえたターゲット設定による訪問先の重点化 イ I R実施時における基本的事項の徹底や証券会社向け勉強会の実施によるI Rの質の向上 (MBS配分プログラム) ○ 平成28年4月に開始したMBS配分プログラムについては、制度への参加が見込まれる金融機関に対しI Rを通じて継続的に情報提供を行い、制度周知を図ったことにより、令和元年度までで新たに8機関が参加し、参加金融機関は地方銀行を中心に合計23機関となった。			
⑦ 民間金融機関による証券化を支援するフラット35(保証型)の伸長に努めること。 (定量目標) - 中期目標期間の最終年度までに、フラット35(保証型)の取扱金融機関数を5機関以上増やし、フラット35(買取型)の取扱金融機関数に対する割合を2.0%以上とする。(平成28年度見込実績：0.60%) (指標) - フラット35(保証型)の申	⑩ フラット35(保証型)を伸長させるためには、より多くの民間金融機関が取り扱うようになることが不可欠であるため、中期目標期間の最終年度までに、フラット35(保証型)の取扱金融機関数を5機関以上増やし、フラット35(買取型)の取扱金融機関数に対する割合を2.0%以上とする。(定量目標)		○ 機構から保証型の商品性等を積極的に周知したことを受けて、保証型に関心を持った金融機関と、保証型参入手続、商品性等について継続的に打合せを行うとともに、アレンジャー等と証券化スキームや市場の動向等について意見交換を継続的に行った。 ○ その結果、令和元年度末までに、次の5機関が保証型の取扱いを開始し、中期計画に定める目標(新規取扱金融機関数5機関以上)を達成した。また、フラット35(保証型)取扱金融機関のフラット35(買取型)の取扱金融機関数に対する割合は2.1%(令和元年度)となり、中期目標に定める目標を達成する見込みである。 ア 財形住宅金融(平成29年10月参入) イ 広島銀行(平成30年5月参入) ウ クレディセゾン(令和元年6月参入) エ 住信SBIネット銀行(令和元年7月参入) オ 愛媛銀行(令和2年2月参入)			
	⑪ 民間金融機関等の市場関係者のフラット35		○ 独法第三期中において主に次の制度・運用見直しを行い、参入機関の勧奨及び商品性の向上を行った。			

請件数	(保証型)に係るニーズを把握するよう努めるとともに、これらに対応した制度・運用の見直しを行う。(指標：フラット35(保証型)の申請件数)		○ 保証型参入に関心を持つ金融機関等のニーズを踏まえ、証券化費用の負担軽減を図り、保証型への参入を支援することを目的として、財政当局と協議の上、保険料率を引き下げた(平成30年4月から実施)。 ○ 参入機関のニーズを踏まえ、融資率の細分化等を行い、商品性向上へとつなげた。 ○ これらの取組により、フラット35(保証型)の申請件数は、40,415件(令和元年度末累計)となっている。(指標)			
⑧ 証券化支援事業の発展に寄与するため、住宅金融に関する調査研究を行うこと。	⑫ 証券化支援事業の円滑な実施やその対象となる住宅ローンの商品性の向上を図るため、住宅ローン利用者の属性・ニーズ、民間金融機関の動向等、国内外の住宅・金融市場に関する調査研究を行う。		○ 証券化支援業務の円滑な実施等に資するため、次のとおり民間金融機関等への調査を実施した。 ア フラット35利用者調査 イ 民間住宅ローン利用者の実態調査 ウ 業態別の住宅ローンの新規貸出、残高調査 エ 民間住宅ローンの貸出動向調査 ○ 上記の各調査はホームページ等で公表し、その結果、新聞、雑誌等様々なマスメディアで利用された。令和元年8月以降は国土交通省記者クラブにおいて記者発表を行い、より広く周知を行った。また、フラット35利用者調査については、税制等の検討のため、国土交通省の要請に応じデータを作成した上で提供した。 ○ 調査結果を活用し、季報住宅金融、週刊金融財政事情、木材情報、ALIA NEWS、中央調査報への寄稿のほか、次の主な取組により調査結果等を広く周知することで、住宅市場、住宅ローン利用者及び金融機関の動向等について外部の理解・認識の向上を図り、証券化支援業務の円滑な実施に貢献した。 ア 国際住宅金融連合(IUHF)の機関誌Housing Finance International(2019年冬号)に日本の住宅市場の現状について寄稿した。 イ 政策実施機能の最大化の観点から、日本の既存住宅市場について分析した「首都圏の木造住宅の建物相当部分の経年減価に係る実証分析」が日本不動産学会誌に審査付論文として掲載された。 ウ 公益社団法人日本不動産学会秋季全国大会(学術講演会)において、既存住宅市場や長			

			期優良住宅に関する論文を寄稿し、報告会ではリバースモーゲージ型住宅ローンへの影響等も含め報告を行った。 エ 一橋大学経済研究所、明海大学、林野庁、業界団体、シンクタンク等との会議や研究会で報告・講演した。 オ 流動化・証券化協議会会報誌「SFJ ジャーナル」に、「日米の住宅ローン証券化市場の動向等と機構の国際的取り組みについて」を寄稿した。また、当該会報誌が企画した座談会「日本のカバードボンドー三井住友銀行による発行の意義と将来展望」に参加し、その内容が当該会報誌に掲載された。 カ 地域連携等の政策課題対応を支援する観点から、住宅着工、住宅市場動向、金融・経済、海外経済等に関するデータを、毎週、支店等に提供するとともに、当該データを分野別に網羅的に編纂し、「住宅・金融データ集 2017」として冊子にまとめて情報発信を行った。			
⑨ 証券化支援事業を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。	⑬ 証券化支援事業を通じて得た知見を活用し、米国政府抵当金庫をはじめとする国内外の機関と情報交換を行うとともに、国内外の機関の支援に努める。		(米国政府抵当金庫（ジニーメイ）との連携) ○ ジニーメイとは、長期的な関係維持等を目的として、継続的な意見交換を実施している。また、ジニーメイサミット 2019 に参加し、ジニーメイからの要請に応じ、担当役員がパネルに登壇し、日本の投資家動向等について講演した(令和元年 6 月)。 (その他取組) ○ 国内外の住宅金融等に関する情報交換等については、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行（平成 30 年 8 月）以降は、同法に基づく取組みと併せて、主に次の取組を実施した。 ア インドネシア共和国で住宅ローンの証券化を実施している政府系金融機関であるインドネシア共和国第二次抵当公社（SMF）と協力覚書を締結し（平成 29 年 7 月）、SMF 主催の国際会議に参加した（平成 29 年 9 月）。その後も情報交換を継続し、協力覚書の変更契約を締結（平成 30 年 8 月）、その際の先方からの要請により、SMF、同国公共事業住宅省からの使節団を受け入れ、国土交通省と			

	国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行うこと。	審査方法や信用リスク、ALMリスク等のリスク管理の提案、融資対象住宅に係る耐震性、省エネルギー性等の技術基準の提案等、外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行う。	○ 必要な機会を捉え、関係機関との情報交換、我が国事業者への情報提供、住宅金融分野に関する講演等を行った。 ア 関係機関との情報交換 ・ （一社）海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）及び（一社）国際建築住宅産業協会（JIBH）の2団体に加盟（平成30年11月） ・ 第6回日・インドネシア建設次官級会合に参加（平成31年1月） ・ 第6回日緬建設次官級会合に参加（平成31年2月） ・ 日カンボジア都市開発・不動産開発プラットフォーム第1回会合に参加（平成31年2月） ・ APEC質の高いインフラ東京会議に参加（平成31年3月） イ 我が国事業者への情報提供 ・ 「インドネシア共和国の住宅金融市場の現状と課題」を季報「住宅金融」に掲載（平成31年2月） ウ 住宅金融分野に関する講演 ・ JICA課題別研修「住宅・住環境の改善」において講演（令和元年10月） ・ ケニア共和国国家建設局の職員5名、国内の建設会社と情報交換 ・ 世界銀行東京開発ラーニングセンター主催「Kenya Urban Development Workshop」において講演（令和2年3月） ・ 国連環境計画と世界銀行グループの地球環境ファシリティが連携してタイ王国で実施する省エネルギー住宅建設促進事業のキックオフ会合（令和元年10月）、関係者会合（令和2年1月）において講演等を実施 （将来的な海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進のための取組） ○ 覚書の締結 世界銀行とグリーン住宅金融の普及に協働で取り組むことを目的とする了解覚書を締結した（令和元年5月）ほか、フィリピン共和国、マレーシア、モンゴル国及びカザフスタン共和国			
--	--	--	--	--	--	--

				の証券化機関と住宅金融の分野を含む情報交換等を柱とする関係強化の協力覚書を締結した。 ○ 国際会議 国際証券化機関連合、アジア証券化機関連合、欧州住宅金融連合/欧州カバードボンド協議会、欧州建築組合連合、国際省エネ協力パートナーシップ/国連環境計画・金融イニシアティブ、アジアン・フィックスド・インカム・サミット、G20 関連会合等の各団体等が主催する複数の国際会議において、機構職員が住宅金融に関して講演等を行った。			
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2	住宅融資保険等事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標：1. 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標：1. 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 施策目標：2. 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 政策目標：2. 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標：3. 総合的なバリアフリー化を推進する	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	住宅金融支援機構法第13条第1項第3号及び第2項第4号
当該項目の重要度、困難度	難易度：「高」（住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数）	関連する政策評価・行政事業レビュー	

注1）重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								
指標等			達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
定量目標	住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関数	（計画値）	中期目標期間の最終年度までに70機関以上	—	新規に取り扱う民間金融機関数12機関以上	新規に取り扱う民間金融機関数12機関以上	新規に取り扱う民間金融機関数12機関以上	
		（実績値）	—	23機関 （平成28年度末累計）	15機関 （平成29年度末累計：38機関）	14機関 （平成30年度末累計：52機関）	14機関 （令和元年度末累計：65機関）	
		（達成度）	—	—	125.0%	116.7%	116.7%	
	保険金支払年度の翌年度末までの年度ごとの回収実績率	（計画値）	年度ごと48%以上	—	48.0%以上	48.0%以上	48.0%以上	
		（実績値）	—	54.6% （平成28年度）	51.0%	56.9%	51.7%	
		（達成度）	—	—	106.3%	118.5%	107.7%	
指標	フラット35に係るつなぎ融資の付保申請件数		—	15,658件 （平成28年度）	16,374件	16,757件	18,346件	
	フラット35に係るパッケージ融資の付保申請件数			35,918件 （平成28年度）	40,909件	44,749件	51,344件	
	リバースモーゲージ型住宅ローンへの付保申請件数		—	39件 （平成28年度）	174件	511件	980件	
	買取再販事業者向け融資への付保申請件数		—	23件 （平成28年度）	260件	340件	255件	

			るとともに、BS放送でCMを放映 ウ 新聞社主催のイベント、ファイナンシャルプランナー向けセミナー、各地方局のラジオCMへ出演、高齢者向けの各種イベントへの参加、住宅事業者向けの機関誌へ寄稿等を通じて、リ・バース60の特徴及び活用事例を周知 エ 取扱金融機関における利用実績の増加を図るため、取扱金融機関と連携したチラシの作成や住宅事業者向けの勉強会を開催 オ リ・バース60専用のホームページをリニューアルし、コンテンツを充実（令和元年度） （リ・バース60の付保申請件数） ○ 上記の取組等を行った結果、付保申請件数は次のとおりとなった。（指標） 平成29年度：174件 平成30年度：511件 令和元年度：980件 ○ 民間のリバースモーゲージは、利用エリアを都市部に限定している商品もあるが、リ・バース60は全国で利用可能であることから、平成29年度から令和元年度までの間におけるリ・バース60の付保請件数＜累計1,665件＞のうち、大都市圏（東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、大阪）以外の実績は872件＜付保申請件数全体の52.4%＞となった。 （買取再販事業者向け融資に係る取組・成果） ○ 金融機関の新規参入に向けた取組等 未参入金融機関に参入に向けた働きかけを実施した結果、令和元年度末時点における取扱金融機関数は5機関となった。 ＜第三期中期目標期間中の新規取扱事業者＞ ・ 平成29年度 アプラス、オリックスクレジット ・ 平成30年度 SBIエステートファイナンス ・ 令和元年度 なし ○ 新規参入機関に対しては、機構（業務推進部門及び審査部門）との間で必要書類や審査上の			
--	--	--	--	--	--	--

				4月) オ 日本国内におけるリバースモーゲージ型住 宅ローン市場の今後の展開について調査・研 究を行うため、有識者へのヒアリングを実施			
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

				ア 融資条件の簡素・合理化 ・ 住宅部分に係る床面積要件の撤廃 ・ 消費税増税に対応した融資限度額の引上げ ・ 住宅の構造にかかわらず返済期間の上限を 35 年に統一 ・ 借地権を取得する場合の融資限度額を所有権取得時並みに統一 イ 災害復興住宅融資（個人向け）の借入申込書への記載項目及び借入申込時提出書類の簡素化 ウ 住宅技術基準の適合確認の方法を地方公共団体等が行う工事審査から申込者自らが作成する確認書による実施へ見直し ○ 災害復興住宅融資をお客さまにとってより分かりやすい制度とするために、融資額及び融資金利に関する商品内容を大幅に簡素化した。具体的には、融資金利が異なる基本融資額と特例加算額を統合するとともに、基本融資額に係る資金使途別融資額を統合した（令和 2 年 10 月実施予定）。 （災害予防に関する主な制度改正） ○ 災害の防止・軽減に資する住宅の建設等に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう、制度の改正を行った。 ア 地すべり等関連住宅融資及び宅地防災工事融資について、融資額が 300 万円以下の場合は無担保とした（平成 30 年 10 月）。 イ 地すべり等関連住宅融資について、融資条件の見直し（床面積要件の撤廃、融資限度額の見直し、住宅の構造区分にかかわらず最長返済期間を統一）を行った（令和元年 10 月）。 ウ 宅地防災工事融資について、最長返済期間の延長（15 年→20 年）、融資率上限の変更（工事費の 90%→100%）等を行った（令和元年 10 月）。 エ 住宅技術基準の適合確認の方法を地方公共団体等が行う工事審査から申込者自らが作成する確認書による実施へ見直した（令和元年 10 月）。			
--	--	--	--	--	--	--	--

				実施した。 (大阪府北部地震等への対応) ○ 大阪府北部地震においては、被災住宅に一部損壊が多く、短期間に申込みが集中することが見込まれたため、平成 30 年 7 月 17 日に近畿支店内に「災害融資受付センター」を設置した。その後、りそな銀行の大阪府内の各支店等 85 店舗を窓口を追加し、受付体制の拡充を図るとともに、平成 30 年台風第 21 号についても災害復興住宅融資（補修・大阪府利子補給型）の融資対象に追加した。 ○ りそな銀行の窓口に対して勉強会（41 回）を実施し、同行の体制整備を支援した。 ＜りそな銀行での受付：365 件（令和元年度末）＞ ○ 大阪府北部地震については、大阪市、茨木市、高槻市、豊中市、寝屋川市、枚方市及び摂津市からの要請に基づき、近畿支店の職員を相談要員として派遣した。＜派遣回数 41 回＞ (その他の災害への対応) ○ 平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害 発災後直ちに本店及び現地支店に被災者対応本部を設置し、被災者の住宅再建支援のため、融資制度等を周知するとともに、現地支店及びお客さまコールセンターにおいては、被災者の状況に応じて丁寧な相談対応を行った。また、被災した地方公共団体からの要請に基づき、九州支店の職員を相談要員として派遣した。＜派遣回数 37 回＞ ○ 平成 30 年 7 月豪雨 岡山県倉敷市、愛媛県西予市及び宇和島市からの要請に基づき、中国支店及び四国支店の職員を相談要員としてそれぞれの市役所に派遣した。＜派遣回数 112 回＞ ○ 北海道胆振東部地震 被災した地方公共団体からの要請に基づき、北海道支店の職員を相談要員として派遣した。 ＜派遣回数 30 回＞ ○ 令和元年台風第 15 号及び台風第 19 号 被災した地方公共団体の要請に基づき、機構			
--	--	--	--	---	--	--	--

